

令和2年7月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による
海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第6報】

標記については、令和2年6月22日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第5報】」により通知しているところですが、現在、新型コロナウイルス感染症対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針として政府から示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は令和2年5月26日以降変更がないものの、全国で新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された1日当たりの人数は下記の1のとおり多い状況です。

このため、本学における新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて別紙のとおり変更することとしましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第5報からの主な変更点は下記の2のとおりです。

また、令和2年6月22日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第5報】」は、本日をもって廃止します。

記

1. 全国で新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された1日当たりの人数

注1		注2		現在	
日付 (令和2年)	陽性者数 (人)	日付 (令和2年)	陽性者数 (人)	日付 (令和2年)	陽性者数 (人)
4月7日	377	5月22日	31	7月19日	501
4月8日	550	5月23日	29	7月20日	407
4月9日	572	5月24日	40	7月21日	618
4月10日	708	5月25日	20	7月22日	792
4月11日	676	5月26日	27	7月23日	966
4月12日	571	5月27日	37	7月24日	766
4月13日	333	5月28日	61	7月25日	798

注1 政府から示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の最後の改正日（令和2年5月25日）以前におけるピーク日（令和2年4月10日）及びその前後3日

注2 政府から示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の最後の改正日（令和2年5月25日）及びその前後3日

出典 厚生労働省（令和2年7月27日確認）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>

2. 第5報からの主な変更点

全国で新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された1日当たりの人数が多い状況であるため、国内出張の取扱いを次表のとおり変更することとした。

本学の教職員の出張

下線は変更箇所

変更前（第5報）	変更後（第6報）
<p>1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。</p> <p>2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）については、<u>特段の制限を設けない。ただし、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。</u></p>	<p>1) (同左)</p> <p>2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）<u>のうち都道府県をまたいで移動するものについては、必要性や感染リスク等を考慮し、対応するものとする。また、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。</u></p>

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに
私事による海外渡航及び国内移動の取扱い

出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。
- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち都道府県をまたいで移動するものについては、必要性や感染リスク等を考慮し、対応するものとする。また、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。

「新しい生活様式」の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>



移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、I に準じて取り扱う。

III 出発前の上出張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

外国出張 発令を取り消す。

国内出張 発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf

【学内専用サイト】



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものであって、旅費の支給が伴わないものをいう。）については、Ⅰ及びⅢに準じて取り扱う。

私事による海外渡航の取扱い

Ⅰ 本学の教職員の私事による海外渡航

本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、当面の間、自粛するよう強く要請する。

やむを得ず私事による海外渡航をする場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。

私事による国内移動の取扱い

Ⅰ 本学の教職員の私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動については、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意の上、ご対応願います。

「新しい生活様式」の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>

移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

